

1. 申請の要件		2. 根拠法令			
18. 保安教育計画を定めるべき者の指定取消		火薬類取締法施行規則 第67条の7 第4項			
3. 申請に関する説明					
<ul style="list-style-type: none"> <li>保安教育計画を定める者として指定された消費者は、指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、当該指定の取消しを申請することができます。</li> </ul>					
4. 関係条文					
法	第29条第4項 保安教育計画を定めるべき者の指定	施行令		施行規則	第69条第1項 取扱保安責任者等の選任基準等
					市細則
5. 手数料			6. 標準処理期間		7. 申請部数
			5 日		2 部
8. 告示又は通知					
9. 審査する事項					
保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者が規則第67条の7第1項又は法第29条第4項の指定の要件を欠くに至ったと認められるか審査します。					